

# 申告書・届出書 等の控えへの

# R8.4.1以降 受付印の押なつを廃止します

R7.4鳥取県

鳥取県では、**令和8年4月1日から**、法人事業税・県民税に係る申告書・届出書等の控えへの**受付印押なつを廃止**します。提出年月日は必要に応じて**ご自身で記録・保管**をお願いします。

## 郵送で 提出の方

- 令和8年4月1日以降、郵送時には正本のみを送付し控えは送付しないでください。
- 正本に併せて控えの同封、返信用封筒の同封があった場合でも、控えには受付印を押なつせずに返送します。
- 控えの同封があっても返信用封筒の同封がない場合、控えの返送は行わず、一定期間保管後は破棄させていただきます。

## 窓口で 提出の方

- 令和8年4月1日以降、控えをお渡しする場合でも受付印は押なつしません。
- 複写式の用紙の場合、受付印を押なつせずに控えをお返します。
- 複写式でない用紙の場合、正本のみ受け取ります。必要な方は事前にコピー等をお願いします。

Q1

税務署が交付しているリーフレットのようなものはもらえますか。

A

鳥取県ではリーフレット等の発行は致しませんので、ご自身で記録・保管されるか、e L - t a x（電子届出）をご利用ください。

Q2

申告・届出内容を後日確認することはできますか。

A

「自己提出文書に関する情報提供依頼書」により、過去に提出した文書の写しを入手できます。

(県庁県民課ホームページ)  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/23593.htm>



※交付には2週間程度かかります。

Q3

銀行に届出書の写しを提出する際、受付印が必要と言われるのですが。

A

e L - t a xでの電子届出であれば、いつでも印刷でき提出事実の根拠資料としてご利用いただけます。その他はQ2をご覧ください。

## <お問い合わせ先>

| 名称                      | 所在地                                     | 電話番号         | ファクシミリ番号     | 管轄区域               |
|-------------------------|---|--------------|--------------|--------------------|
| 東部県税事務所<br>課税課 事業税担当    | 〒680-0061<br>鳥取市立川町6丁目176               | 0857-20-3515 | 0857-20-3519 | 鳥取市・岩美郡<br>八頭郡     |
| 中部県税事務所<br>課税課 事業税担当    | 〒682-0802<br>倉吉市東蔵城町2                   | 0858-23-3109 | 0858-23-3118 | 倉吉市・東伯郡            |
| 西部県税事務所<br>課税課 事業税・間税担当 | 〒683-0823<br>米子市加茂町1丁目1番地<br>米子市役所本庁舎2階 | 0859-31-9622 | 0859-31-9613 | 米子市・境港市<br>西伯郡・日野郡 |
| 県庁 税務課<br>課税担当          | 〒680-8570<br>鳥取市東町1丁目220                | 0857-26-7054 | 0857-26-7087 |                    |

**e L - t a x (エルタックス)** を使った電子申告・電子届出をご利用いただくと、送信内容・送信日時の記録・保存・印刷が可能です。ぜひご利用ください。